

八戸圏域水道企業団最低制限価格制度要綱改正による変更について（お知らせ）

管財出納課 管財契約グループ

令和6年7月1日より八戸圏域水道企業団最低制限価格制度要綱を改正します。
 今回の改正は、令和6年7月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用されます。
 この改正により、次のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

●建設関連業務委託における最低制限価格の設定範囲と算定方法の変更

建設関連業務委託に関する最低制限価格のうち、測量及び地質調査業務を除いた業務における「設定範囲」、測量業務・地質調査業務における「諸経費の算定方法」、土木及び補償関係コンサルタント業務における「一般管理費等の算定方法」を次のとおり変更します。

項目		現行	改正
最低制限価格	設定範囲（全体） ※測量及び地質調査業務を除く。	予定価格の 6.5/10 以上 8/10 以内	予定価格の 6.5/10 以上 8.1/10 以内
	算定方法 （測量業務）	①から③の合算額 ①直接測量費×100% ②測量調査費×100% ③諸経費×48%	①から③の合算額 ①直接測量費×100% ②測量調査費×100% ③諸経費× 50%
	算定方法 （土木関係コンサルタント業務）	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②特別経費×100% ③その他原価×90% ④一般管理費等×48%	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②特別経費×100% ③その他原価×90% ④一般管理費等× 50%
	算定方法 （地質調査業務）	①から④の合算額 ①直接調査費×100% ②間接調査費×90% ③解析等調査業務費×80% ④諸経費×48%	①から④の合算額 ①直接調査費×100% ②間接調査費×90% ③解析等調査業務費×80% ④諸経費× 50%
	算定方法 （補償関係コンサルタント業務）	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②直接経費×100% ③その他原価の額×90% ④一般管理費等×45%	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②直接経費×100% ③その他原価の額×90% ④一般管理費等× 50%

※①～④の額は1円未満切捨て、①～④の合算額は1,000円未満の端数を切捨て

●施行日

今回の改正は、令和6年7月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。（令和6年6月30日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。）